

インド知的財産ニュースレター

第 2016-1 号
2016 年 1 月 4 日

特許出願番号、特許出願日、審査請求番号の
標記が変わりました

発行者

株式会社サンガムIP

〒100-0014 東京都千代田区永田町 2-17-17

アイオス永田町 415

www.sangamip.jp

免責事項

本ニュースレターは、インドの知的財産に関する情報を届けることを目的としており、個別の法律問題について回答やアドバイスするものではありません。仮に本ニュースレターに記載されている内容そのものまたはその誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても筆者または筆者が属する会社や事務者は一切責任を負いません。

特許出願番号、特許出願日、審査請求番号の 標記が変わりました

ババット・ヴィニット¹

インド特許庁では、合理化、標準化を図るため、インド出願番号及び審査請求番号の表示について 12 桁の数字に表示を変更致しました。新しいナンバリングフォーマットは 2016 年 1 月 1 日以降の特許出願及び審査請求において適用されます。

新しいナンバリングシステムにおいて表示される 12 桁の数字の概要は以下の通りです。

特許出願番号の新標記

フォーマット：YYYYJTNNNNNN

- YYYY : 出願年（西暦）
- J : 管轄特許支部
 - 1：デリー
 - 2：ムンバイ
 - 3：コルカタ
 - 4：チェンナイ)
- T : 出願の種類
 - 1：通常出願（すなわち、インド第 1 国出願）
 - 2：通常出願の分割出願
 - 3：通常出願の追加特許出願
 - 4：パリ条約出願
 - 5：パリ条約出願の分割出願
 - 6：パリ条約出願の追加特許出願
 - 7：PCT 国内移行出願
 - 8：PCT 国内移行出願の分割出願
 - 9：PCT 国内移行出願の追加特許出願
- NNNNNN : すべての特許支部における共通のシリアルナンバー

上記新標記では、今までの出願番号の標記から得ることができなかった情報が得られるようになります。例えば、通常出願か、パリ条約出願か、PCT 国内移行出願か、の情報が得られます。さらに、分割出願か、追加特許出願か、の情報が得られます。

¹ 株式会社サンガム IP、東京・日本、インド国登録特許弁理士

特許出願日の新標記

フォーマット：YYYY/MM/DD（出願年号（西暦） / 出願月 / 出願日）

今までの出願日の標記はバラバラでした。上記新標記では、出願日の標記が統一され、管理しやすくなります。

審査請求番号の新標記

1) 通常審査請求（インド特許法 24B(1)(i)条）

フォーマット：RYYYYJNNNNNN

- R : 審査請求（インド特許法 24B(1)(i)条）
- YYYYY : 提出年（西暦）
- J : 管轄特許支部
- NNNNNN : すべての特許支部における共通のシリアルナンバー

2) 早期審査請求（インド特許法 20(4)(ii)条）

フォーマット：XYYYYJNNNNNN

- X : 審査請求（インド特許法 20(4)(ii)条）
- YYYYY : 提出年（西暦）
- J : 管轄特許支部
- NNNNNN : すべての特許支部における共通のシリアルナンバー